

日本年金機構の情報セキュリティー対策の見直しを求める意見書の提出について

上記のことについて、戸田市議会会議規則第14条第1項の規定により、裏面のとおりに提出します。

平成30年6月18日

戸田市議会議長 三浦芳一様

提出者	戸田市議会議員	手塚静枝
賛成者	〃	むとう葉子
〃	〃	本田哲
〃	〃	金野桃子
〃	〃	石川清明
〃	〃	馬場栄一郎
〃	〃	榎本守明
〃	〃	伊東秀浩
〃	〃	山崎雅俊

議員提出議案第 3 号

日本年金機構の情報セキュリティー対策の見直しを求める意見書

日本年金機構がデータ入力を委託した株式会社 S A Y 企画の入力漏れと入力誤りにより、本年 2 月支払い時の源泉徴収額に誤りが発生した。しかも、当事業者は契約違反である再委託まで行っていた。日本年金機構は、平成 27 年 5 月にもサイバー攻撃を受けて個人情報の流出問題を起こしている。

莫大な個人情報を管理する機関が、二度にわたって情報問題を引き起こしたことは、年金制度や個人情報保護制度の信頼を損ねる重大な問題である。複雑化した年金制度を正確かつ公正に運営しなければならない日本年金機構は、信頼回復のために情報セキュリティー対策を抜本的に見直すべきである。

記

1. 外部有識者の調査組織により、本事案の業務プロセスを徹底的に検証すること。
2. 委託業者の作業進捗管理手法や納品物の検証・監査体制を確立すること。
3. 日本年金機構が保有する氏名、生年月日、住所、電話番号等の個人情報保護のあり方を再検討すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 30 年 6 月 25 日

埼玉県戸田市議会

内閣総理大臣、厚生労働大臣 様

旧優生保護法による不妊手術の被害者救済を求める意見書の提出について

上記のことについて、戸田市議会会議規則第14条第1項の規定により、裏面のとおりに提出します。

平成30年6月18日

戸田市議会議長 三浦芳一様

提出者	戸田市議会議員	馬場栄一郎
賛成者	〃	むとう葉子
〃	〃	本田哲
〃	〃	金野桃子
〃	〃	石川清明
〃	〃	手塚静枝
〃	〃	榎本守明
〃	〃	伊東秀浩
〃	〃	山崎雅俊

議員提出議案第 4 号

旧優生保護法による不妊手術の被害者救済を求める意見書

昭和 23 年に施行された旧優生保護法は、知的障がいや精神疾患を理由に、本人の同意がなくても不妊手術を認めていた。同法は、平成 8 年に障がい者差別に該当する条文を削除して母体保護法に改正された。

厚生労働省によると、旧法のもとで不妊手術を受けた障がい者らは約 25,000 人。このうち、本人の同意なしに不妊手術が施されたのは 16,475 人と報告されている。

本人の意思に反して手術が施されたとすれば、人権上問題がある。また、同様の不妊手術を行っていたドイツやスウェーデンでは、当事者に対する補償等の措置が講じられている。旧法のもとで不妊手術を受けた障がい者らの高齢化が進んでいることを考慮すると、我が国においても早急な救済措置を講じるべきである。

記

1. 国は、速やかに旧優生保護法に基づく不妊手術の実態調査を行うこと。
2. その際、都道府県の所有する「優生保護審査会」の資料などの保全を図るとともに、資料保管状況の調査を行うこと。あわせて個人が特定できる資料について、当事者の心情に配慮しつつ、できる限り幅広い範囲で収集できるよう努めること。
3. 旧法改正から 20 年以上が経過しており、関係者の高齢化が進んでいることから、的確な救済措置を一刻も早く講じること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 30 年 6 月 25 日

埼玉県戸田市議会

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、厚生労働大臣 様

ヘルプマークのさらなる普及推進を求める意見書の提出について

上記のことについて、戸田市議会会議規則第14条第1項の規定により、裏面のとおりに提出します。

平成30年6月18日

戸田市議会議長 三浦芳一様

提出者	戸田市議会議員	石川清明
賛成者	〃	むとう葉子
〃	〃	本田哲
〃	〃	金野桃子
〃	〃	馬場栄一郎
〃	〃	手塚静枝
〃	〃	榎本守明
〃	〃	伊東秀浩
〃	〃	山崎雅俊

議員提出議案第5号

ヘルプマークのさらなる普及推進を求める意見書

義足や人工関節を使用している人、内部障がいや難病の人、または妊娠初期の人など、外見からは容易に判断が難しいハンディキャップのある人が、周囲に援助や配慮が必要であることを知らせるヘルプマーク及びそのマークを配したヘルプカードについては、平成24年に作成・配布を開始した東京都を初め、導入を検討・開始している自治体がふえている。特に昨年7月に、ヘルプマークが日本工業規格(J I S)として制定され、国としての統一的な規格となつてからは、その流れが全国へと広がっている。

このヘルプマーク及びヘルプカードについては、援助や配慮を必要とする人が所持・携帯していることはもちろんのこと、周囲でそのマークを見た人が理解していないと意味を持たないため、今後は、その意味を広く国民全体に周知し、思いやりのある行動をさらに進めていくことが重要となる。

しかし、国民全体における認知度はいまだ低い状況にある。また公共交通機関へのヘルプマークの導入など、課題も浮き彫りになってきているところである。

よって政府においては、心のバリアフリーであるヘルプマーク及びヘルプカードのさらなる普及推進を図るため、下記の事項について取り組むことを強く求める。

記

1. 「心のバリアフリー推進事業」など、自治体が行うヘルプマーク及びヘルプカードの普及や理解促進の取り組みに対しての財政的な支援を今後も充実させること。
2. 関係省庁のホームページや公共広告の活用など、国民へのさらなる情報提供や普及、理解促進を図ること。
3. 鉄道事業者など、自治体を越境している公共交通機関では、ヘルプマーク導入の連携が難しい状況にあるため、今後はスムーズな導入が図れるよう国としての指針を示すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年6月25日

埼玉県戸田市議会

内閣総理大臣、厚生労働大臣、国土交通大臣 様